

○徳島県警察車両管理規程

(令和3年3月30日本部訓令第13号)

徳島県警察車両管理規程（昭和50年徳島県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 管理体制（第3条―第8条）

第3章 管理及び使用（第9条―第14条）

第4章 点検・整備（第15条―第22条）

第5章 自動車整備工場（第23条―第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、徳島県警察国有物品管理規則（昭和39年徳島県公安委員会規則第3号）、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）その他別に定めがあるもののほか、県警察が所管する車両の管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において「車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であつて、県警察が所管するものをいう。

第2章 管理体制

（総括管理責任者）

第3条 県本部に総括管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、車両の管理に係る事務を総括する。

（管理責任者）

第4条 県本部に管理責任者を置き、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理責任者の指揮を受け、車両の管理及び運用に係る事務を処理するものとする。

（使用責任者）

第5条 車両が配置された所属（以下「配置所属」という。）に使用責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 使用責任者は、所属に配置された車両（第12条により借用した車両を含む。以下「所属車両」という。）の管理及び使用について責任を負うものとする。

3 使用責任者は、警察活動の態様に応じた効果的かつ効率的な車両の運用に努めるものとする。

（取扱責任者）

第6条 配置所属に取扱責任者を置き、次長等をもって充てる。

2 取扱責任者は、使用責任者の命を受け、所属車両の管理及び使用に係る事務を処理す

る。

（運転責任者等）

第7条 使用責任者は、車両の適正な運行を図るため、所属車両ごとに運転責任者及び運転補助者（以下「運転責任者等」という。）を置くものとする。

2 運転責任者等は、常に担当する車両の点検を行い、車両機能の保全、燃料の節約等に配慮するとともに、車両の使用について責任を負うものとする。

（整備担当者の指定）

第8条 使用責任者は、所属職員のうちから整備担当者を指定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、整備担当者を複数名指定することができる。

2 整備担当者は、所属車両の点検、運行管理等に係る事務を行うものとする。

第3章 管理及び使用

（車両カード）

第9条 管理責任者は、新たに車両が配置されたときは、車両カード（別記様式第1号）又は原動機付自転車カード（別記様式第2号）を作成の上、配置所属の使用責任者に通知するものとする。

（車両の使用）

第10条 車両は、公務以外に使用してはならない。

2 職員は、車両を使用するときは、用件、行先、所要時間その他必要な事項を明らかにして、取扱責任者の承認を受けるものとする。

3 職員は、車両の使用に当たっては、交通事故の防止を徹底しなければならない。

（運転記録簿）

第11条 車両を運転した者は、その都度運転記録簿（別記様式第3号）に必要事項を記録しなければならない。

2 運転責任者等は、毎月初めに、前月分の運転記録簿を使用責任者に提出しなければならない。

（車両の貸借等）

第12条 使用責任者は、警察活動上必要があるときは、警察車両借用申請書（別記様式第4号）により、他の所属の車両を借用することができる。ただし、警務部会計課が所管する車両については、警察車両借用申請書の提出を省略することができる。

（運用統制）

第13条 管理責任者は、緊急事態の発生、大規模な警衛、警護又は警備の実施その他特別な事由により車両を総合的に運用する必要がある場合は、車両の使用について統制を行うことができる。

（保管管理）

第14条 使用責任者は、車庫における火災及び盗難を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 取扱責任者及び運転責任者等は、常に車庫の整理整頓に努めなければならない。

第4章 点検・整備

（整備計画）

第15条 使用責任者は、会計年度ごとに、法第48条第1項の規定による定期点検整備（以

下单に「定期点検整備」という。)、法第62条第1項に規定する継続検査(以下単に「継続検査」という。)その他必要な整備に関する年間整備計画を策定しなければならない。

(車両の点検)

第16条 車両の点検の種類、時期等については別表第1のとおりとする。

(日常点検等)

第17条 運転責任者等、整備担当者又は当該車両の運転者は、別表第2の日常点検基準に基づき、日常点検を実施しなければならない。

2 日常点検を実施した結果については、運転記録簿の「日常点検実施結果」欄に記録するものとする。

3 車両を使用する者は、運行前に点検を行い、運行後は、清掃、給油等を適宜行うとともに、車両の異常の有無を確認しなければならない。この場合において、整備の必要があると認める場合は、速やかに整備担当者に連絡しなければならない。

(随時点検)

第18条 整備担当者又は運転責任者等は、前条の日常点検に準じた点検を随時行うものとする。

(定期点検整備)

第19条 使用責任者は、第16条に定める点検時期ごとに車両の定期点検整備を行わなければならない。

(臨時整備)

第20条 整備担当者又は運転責任者等は、点検の結果又は交通事故その他の理由で車両の修理、調整、タイヤの取り替え等を行う必要があるときは、臨時整備を受けるものとする。

(整備申請)

第21条 使用責任者は、車両の継続検査、定期点検整備又は臨時整備を行う必要があるときは、速やかに警察車両整備申請書(別記様式第5号。以下「整備申請書」という。)により管理責任者に整備の申請を行うものとする。

2 前項の整備を必要とする事由が交通事故であるときは、別に定める警察職員による交通事故報告書の写しを添付しなければならない。

(車両の整備)

第22条 管理責任者は、前条の整備申請に基づき、第23条に規定する自動車整備工場に整備を行わせるものとする。ただし、自動車整備工場で整備することができないとき、又は適当でないときは、部外へ委託することができる。

2 管理責任者は、整備が完了したときは、整備申請書に措置事項等を記載の上、整備申請書の写しにより当該車両の使用責任者に通知するものとする。

第5章 自動車整備工場

(自動車整備工場の設置)

第23条 車両の整備を適正に行うために、県本部に自動車整備工場を置く。

2 自動車整備工場は、法第94条の2に基づく指定自動車整備事業の指定を受け、車両の整備を行うものとする。

(自動車整備工場の業務)

第24条 自動車整備工場は会計課長が管理し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第21条に基づく整備
- (2) 法第90条及び第94条の5に規定する整備
(自動車整備工場に勤務する職員の研修)

第25条 自動車整備工場に勤務する職員は、車両の点検整備、分解整備の知識及び技術の修得に努めなければならない。

第6章 雑則

(電磁的方法による様式の作成)

第26条 この訓令に定める様式(第4号を除く。以下「様式」という。)は、電磁的方法により作成することができる。ただし、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示し、出力することができなければならない。

- 2 電磁的方法により様式を作成するときは、定期的にその記録の複製を作成し、当該複製した記録は、原本となる記録と異なる場所に保管しなければならない。
- 3 電磁的方法により作成した様式を出力した場合は、適正に管理をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(徳島県警察通信指令に関する訓令の一部改正)
- 2 徳島県警察通信指令に関する訓令(平成21年徳島県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(徳島県警察無線局等の管理運用に関する訓令の一部改正)
- 3 徳島県警察無線局等の管理運用に関する訓令(平成26年徳島県警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別表第1(第16条関係)

点検の種類	対象車両	点検時期	実施責任者	根拠法令等
日常点検	所属車両	運行前 1日1回	運転責任者等 整備担当者等	道路運送車両法第47条の2
定期点検 整備	乗車定員11人以上 又は車両総重量8トン以上の自動車	3か月ごと	自動車整備工場	道路運送車両法第48条
	貨物自動車 特種自動車	6か月ごと		
	乗用自動車 小型自動車(二輪) 軽自動車(二輪)	12か月ごと		
	原動機付自転車	12か月ごと	整備担当者等	
随時点検	所属車両	随時	整備担当者等	

別表第2(第17条関係)

日 常 点 検 基 準	
点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	(1) ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。
	(2) ブレーキの液量が適当であること。
	◎(3) 空気圧の上がり具合が不良でないこと。
	◎(4) ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。
	(5) 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	(1) 空気圧が適当であること。
	(2) 亀裂及び損傷がないこと。
	(3) 異常な摩耗がないこと。
	※(4) 溝の深さが十分であること。
	□(5) ホイール・ナットの緩み等取付状態に異常がないこと。
3 バッテリー	※ 液量が適当であること。
4 原動機	※(1) 冷却水の量が適当であること。
	※(2) ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ損傷がないこと。
	※(3) エンジン・オイルの量が適当であること。
	※(4) エンジンのかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。
	※(5) 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャ及びワイパー	※(1) ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ噴射状態が不良でないこと。
	※(2) ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	◎ エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。
9 自動車装備品等	放送設備、警光灯、サイレン等の動作が不良でないこと。

- (注) 1 ※印の点検項目は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
2 ◎印の点検項目は、エア・ブレーキが装着されている場合に行う。
3 □印の点検項目は、大型車の場合に行う。

日 常 点 検 基 準 (二 輪 用)	
点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	(1) ブレーキレバーの引きしろ及びペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。
	(2) ブレーキレバー及びペダルの遊びが適当であること。
2 タイヤ	(1) 空気圧が適当であること。
	(2) 亀裂及び損傷がないこと。
	(3) 異常な摩耗がないこと。
3 クラッチ	クラッチレバーの遊びが適当であること。
4 原動機	(1) エンジン・オイルの量が適当であること。
	(2) エンジンのかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと。
	(3) 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。
6 後写鏡	汚れ及び損傷がなく、写影の状態が良いこと。

別記様式 省略